

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	大田原市 9210
地域名 (地域内農業集落名)	大輪・川田 (大輪下・大輪上・川田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	111.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	99.6 ha
② 田の面積	104.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	6.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.6 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>大輪地区については、沢水があるため、深刻な水不足に陥ることはないが、山間部は日照が悪く、排水が良くない。獣害(イノシシ)も進行しており、電気柵で対応しているが、全面ではないため万全ではない。 川田地区については、水利を一部ポンプアップで対応している。若い耕作者は園芸作物に行く傾向があり、稲作の今後が懸念される。 地区全体的に、高齢化、後継者不足が深刻であり、10年後以降が不安である。農地バンクを利用した貸借も条件が厳しくて難しい。担い手としては、30a以上ないと借り受けが難しい。</p>

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>本市の基幹作物である水稻を中心に、以下の作物の振興を図っていくとともに、新規作物の導入についても検討していく。 また、本地区は中山間地域に位置するため多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金などの事業を活用しながら農地の保全や管理を行っていく。 【耕種】水稻・麦・そば・水稻種子・飼料作物・トマト・ナス 【畜産・酪農】酪農</p>

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
関係機関(市、農業委員会、県、JA等)が連携し、農地の貸借や利用の意向の情報を収集し、地域の担い手等を中心に集積・集約していくほか、幅広く農地の有効な活用法を検討していく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	44.6	%	将来の目標とする集積率
			80 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地区全体が多面的機能支払への対象エリアとなっており、非農家も活動に積極的に参加し地域のみとまりが強い。それにより農地は保全されているので、今後も活動を継続していく。また、大輪・川田間及び川田・中野内間など、近隣からの入作も引き続き継続していく。 地区全体としては、農地の大半が土地改良済であるが、形状の良い農地ばかりではなく、集約化も進んではいない。今後は、小規模での基盤整備を検討しながら、畦畔除去や農地交換等で集積・集約化を進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
地域の大半が中山間地域であるため、条件のよい農地についてはできる限り担い手を中心に集積・集約化を進めると同時に、多面的機能支払い及び中山間地域等直接支払の取組みにより、耕作放棄地の発生防止や地域のコミュニティ形成及び景観の維持を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
現在の利用権設定及び離農などによる農地の権利設定については農地中間管理機構を利用する。
(3)基盤整備事業への取組
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、要望があれば農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の検討を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
中山間地域に位置するため特に高齢化・担い手不足が深刻であることから、農用地の維持・管理を継続しながら、他地区からの担い手の進出や新規就農者の参入促進、地域資源の活用と特産品の開発、観光との連携などを通じて持続可能な地域コミュニティを目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
到達	1	水稻等	1.88 ha	ha	水稻等	1.88 ha	ha	1	
認農	2	水稻等	0.14 ha	ha	水稻等	0.14 ha	ha	2	
認農	3	水稻、飼料用米、トウガラシ	3.38 ha	ha	水稻、飼料用米、トウガラシ	3.38 ha	ha	3	
認農	4	水稻等	3.25 ha	ha	水稻等	3.25 ha	ha	4	
認農	5	水稻等	8.16 ha	ha	水稻等	8.16 ha	ha	5	
到達	6	水稻等	1.69 ha	ha	水稻等	1.69 ha	ha	6	
認農	7	水稻トマト肥育牛	1.70 ha	ha	水稻トマト肥育牛	1.70 ha	ha	7	
認農	8	水稻ハウストマト	2.12 ha	ha	水稻ハウストマト	2.12 ha	ha	8	
認農	9	水稻	12.51 ha	ha	水稻	13.45 ha	ha	9	
認農	10	水稻とうがらしなす二葉大葉	9.28 ha	ha	水稻とうがらしなす二葉大葉	9.28 ha	ha	10	
認農	11	水稻等	2.20 ha	ha	水稻等	2.20 ha	ha	11	
認農	12	水稻等	4.05 ha	ha	水稻等	4.71 ha	ha	12	
利用者	13	水稻等	0.93 ha	ha	水稻等	0.93 ha	ha	13	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	13経営体		51.29 ha	0 ha		52.89 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。